

京都市地域介護予防活動促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の介護予防活動・フレイル対策の促進に向けて、介護予防と防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場の設置を図るため、地域の住民が介護予防活動を実施する拠点における防災の意識啓発に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護予防グループ」とは、次の各号の全てを満たすものをいう。

- (1) 地域の住民又は団体が活動の主体であること。
 - (2) 65歳以上の住民が5名以上所属すること。
 - (3) 1か月に1回以上、1回につき30分程度、体力の維持向上を目的とした体操に取り組むこと。
- 2 この要綱において「介護予防拠点」とは、京都市内に所在するもののうち、前項に規定する介護予防グループが1つ以上活動している場をいう。
- 3 この要綱において「補助対象事業」とは、第1項に規定する介護予防グループの参加者に対して防災の意識啓発を行うことをいう。
- 4 この要綱において「地域介護予防推進センター」（以下「推進センター」という。）とは、京都市地域介護予防推進事業実施要綱第4条第4号に掲げるものをいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、本市から推進センターの業務を受託している法人とし、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 介護予防拠点において補助対象事業を実施しようとするときに、当該拠点の所在地域を担当していること。
- (2) 補助金の交付を受ける年度内に、補助対象事業を実施する介護予防グループに対して、推進センターの業務において本市が指示する体力測定を実施すること。

(対象経費)

第4条 補助金は、補助対象事業の実施に必要な次の経費について交付するものとする。

- (1) 映像機器等の備品（テレビ、DVD・CD再生機器、パソコンなど）
- (2) 研修教材購入費
- (3) その他、市長が認めるもの

(申請)

第5条 条例第9条の規定による申請を行う者（以下「申請者」という。）は、前条各号に掲げるものの取得等に係る契約前に、京都市地域介護予防活動促進事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に見積書を添えて、補助対象事業を実施しようとする年度の1月末日までに提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、上限額を介護予防拠点 1 か所につき 12 万 4 千円とし、一の介護予防拠点における申請回数は 1 回までとする。
- 3 申請書の提出後、補助金の交付決定を受けるまでに、申請額に変更が生じた場合は、新たに申請書を作成し、見積書を添えて提出することとする。
- 4 申請者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(標準処理期間)

第 6 条 市長は、条例第 9 条による申請が到達してから 14 日以内に条例第 10 条各項の決定をし、京都市地域介護予防活動促進事業補助金交付決定（却下）通知書（第 2 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第 7 条 申請者は、前条の決定を受けた内容に変更が生じた場合は、次項に掲げる場合を除いて、京都市地域介護予防活動促進事業補助金変更承認申請書（第 3 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、変更の承認を受けなければならない。

(1) 変更後の見積書

(2) その他所管部長が必要と認める書類

2 次のいずれかに該当する場合は、京都市地域介護予防活動促進事業補助金変更承認申請書（第 3 号様式）の提出は不要とする。

(1) 補助予定額が 12 万 4 千円の場合に、取得を予定していた物品の価格上昇に伴って取得価格が増額となる場合

(2) 補助予定額が 12 万 4 千円未満の場合に、補助予定額の総額が 12 万 4 千円を超えない範囲において、取得を予定していた物品の価格上昇に伴って補助予定額が合計 1 万円以内の増額となる場合

(3) 補助予定額を下回る場合

(4) 取得を予定していた物品の欠品に伴って、同額以下の同等品で代替する場合

(事業完了の報告)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた申請者は、速やかに第 4 条各号に掲げるものの取得等を行い、補助対象事業の実施日又は第 3 条第 2 号に掲げる体力測定の実施日のいずれかの遅い日から 30 日以内に京都市地域介護予防活動促進事業補助金実績報告書（第 4 号様式。以下「報告書」という。）に、領収書等の支払いの事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、報告書は交付決定を受けた年度の 3 月末日までに提出しなければならない。

3 申請者は、第1項の報告を行うにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付額の決定)

第9条 条例第19条の規定による通知は、京都市地域介護予防活動促進事業補助金交付額決定通知書（第5号様式）により行う。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 申請者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第6号様式）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることができる。

(取得した物品の管理等)

第11条 申請者は、補助金により取得した第4条各号に掲げるもの（消耗品は除く）（以下「取得物品」という。）について適正に管理し、取得日の属する年度から起算して5年間は処分してはならない。

2 申請者は、前項に示す期間のうちに、推進センターの業務に係る受託契約を終了した場合は、次の受託者に取得物品の引継ぎを行わなければならず、次の受託者は前項に示す期間のうちには、引き継いだ取得物品を適正に管理し、処分してはならない。

3 取得物品について、補助対象事業のほかに、介護予防活動や健康づくりの活動に使用することを妨げない。

4 取得物品について、補助対象事業の実施や前項に示す使用を目的として、介護予防グループに貸与することも可能とする。

(補則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年1月6日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年1月26日から施行し、令和7年4月1日から適用する。